

由布市地域公共交通活性化協議会財務規程

平成22年 3月11日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、由布市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、由布市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第 2 条 協議会の予算は、国からの補助金、由布市からの負担金及び補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに由布市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、由布市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該会計年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 6 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 7 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

- 第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、由布市の例により行うものとする。
- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

- 第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 13 条の規定に定められた監査員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速かに由布市長に送付しなければならない。

(委任)

- 第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 11 日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは「第 1 回の」に、読み替えるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 国庫補助金
		2 市補助金
2 負担金	1 負担金	1 市負担金
3 諸収入	1 諸収入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 運営費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費